

【概要】都市・地域再生等利用区域

◇河川敷地占用許可準則の改正

- 「都市及び地域の再生等に資する目的」や「河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したい」というニーズの高まり」等の背景を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするため、平成23年3月8日付けで“河川敷地占用許可準則”が改正された。
- 一定の要件を満たす場合は「都市・地域再生等利用区域」に指定することができ、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能とした。

《従来の河川敷地の占用》

- ・ 占用主体 → 公的主体
- ・ 占用施設 → 公共性・公益性
- ・ 営業活動 → 原則禁止



《準則改正後の河川敷地の占用》

- ・ 占用主体 → 民間事業者等も可
- ・ 占用施設 → キッチンカー、イベント施設等
- ・ 営業活動 → 可能

